

宮崎 6 丁目の自治会は区役所等移転問題について、2021 年の定期総会にて決議した要望書を市に提出しています。それについて、回答はありましたが、納得のいくものではありませんでした。この説明会・ヒアリングにおいて、意見交換の場がありますので、その場で我々の考え方と質問をさせていただきたいと思います。

要望書にあげた下記の①から④は、すべて現在も要望していることに変わりはありません。およそこの順序で質問等をいたします。

- ①区役所等の現用地での存続
- ②(上記が叶わなかった場合の)区役所機能の一部存続、市民館・図書館機能の存続
- ③周辺地域、宮前区にとっての「核」となる公共機能(防災拠点として活用できる広場、公園、運動施設などの)用途、使い方の継続
- ④現区役所等の用地の今後の在り方について、住民の要求を踏まえた検討を早期に開始するとともに、宮崎 6 丁目自治会も含めた近隣自治会への定期的な情報発信など、透明性のある検討ステップ・決定の実施

①区役所等の現用地での存続

・区民の要求はすでに明らか

跡地活用は、「地域課題・地域ニーズを整理し、宮前区全体の魅力や安全安心の暮らし向上をめざす」としていますが、現区役所の存続と鷺沼再開発を考える会が実施した陳情書には10,417名という多くの区民が現区役所・市民館・図書館の存続と鷺沼にも設置することを求めています。これ以上に多数の区民から出された区民要望は他にありません。これこそ、区民が将来に渡り強く希望している地域課題・地域ニーズ・暮らしの向上に役立つものではないでしょうか？ もし、これ以上に多数の人が要望していることがあれば数値的に客観的に地域ニーズを示してください。

そもそも、2018 年 10 月の自治会に対する説明会では職員も移転理由が見当たらないと発言していました。区役所等の公共機能を移転・整備することによって、鷺沼駅周辺に「核」としての地域生活拠点を形成するというが、宮前区が分区してできた時に、区の中で安全な場所ということで選定し、定着している。移転を望む声はなかったはずで、民間の再開発にあわせて区民合意のないまま強引に移転を定めたのです。

以下に示すように川崎市、特に宮前区においては、公共施設が不足しています。公共機能が必要であれば鷺沼にも分館、支所をつくり現施設も残すべきと考えます。2019 年 3 月のパブリックコメントでは、2,3741 件の意見書がありました。それらの市民の声をどう考えているのですか？

⇒（回答）

「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の基本方針」策定の際に実施したパブリックコメントにおいては、区民の皆様から様々な御意見をいただき、それらの御意見については、重く受け止め、1件1件の内容を精査させていただきました。本案件については、お住まいの地域や年代、ライフスタイル等により、多様な考え方、捉え方があるものと認識しており、パブリックコメントの意見募集でいただいたご意見についても、数だけではなく、内容について精査し、検討した結果として、基本方針を策定しました。また、ご指摘の陳情につきましては、後述する本市の考え方をお示した上で、議会での陳情審査が行われたところです。

現区役所等施設・用地の検討にあたっては、これまでいただいた様々な意見も参考にしながら、宮前区全体の将来のまちづくりや現区役所周辺エリアの活性化等の観点から、地域課題や行政需要、地域ニーズを整理し、宮前区全体の魅力や安全安心の暮らしの向上を目指し、効率的かつ効果的な活用ができるよう、検討を行ってまいります。

また、公共機能の検討につきまして、区役所等施設へのアクセス性については、古くは昭和57（1982）年の分区当初から課題として指摘されており、近年では、シャトルバスの検討や、区役所を拠点としたバスターミナルの検討などを行った経過がありますが、実現には至りませんでした。将来的な少子高齢化の一層の進行が見込まれる中では、区役所や市民館・図書館への公共交通によるアクセス性の確保がより重要になるものと考えております。

こうした状況の中、平成29（2017）年8月に、再開発準備組合が設立され、鷺沼駅周辺における再開発事業の機運の高まりを受け、議会各会派や市民等から出された公共機能に関する意見・要望を踏まえ、平成30（2018）年2月に「検討に関する考え方」を公表し、多角的な意見聴取などの取組に着手しました。

その後、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、意見箱など、区民の皆様から様々な場面でいただいた御意見や、区民意識アンケート、現在の区役所等施設の継続利用と移転の比較を行った基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、再開発事業を契機とした路線バスネットワークの充実による、宮前区全体の発展に資する鷺沼駅へのアクセス性向上効果等を活かし、宮前区役所・市民館・図書館の3施設を鷺沼駅周辺に移転させることを含め、平成31（2019）年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定いたしました。

・施設の存続が必要な理由

図書館

・市の図書館サービス提供は2館を軸にと言っているのに、宮前区は何故1館を軸には不公平

市の図書館のサービス提供は「各区の図書館・分館（2館）等を軸（拠点）に推進する」としていますが、宮前区だけは「1つの区館を中心（軸）に推進する」としています。川崎市全区に行政サービスの公平・平等を保障するためにも宮前区には分館が必要です。宮前区と同じ人口規模の調布市は11館・厚木市は10館と宮前区の10倍です。

・児童の利用が難しくなる

宮前区図書館は利用率が高く、特に児童の利用率は全市で1位と高い。鷺沼は商業施設の中であり、車両がはいらない広場があり、子どもが安全に行けるこの場所は宝です。

・そもそも川崎市の図書館数は少ない

図書館1館あたりの人口が、川崎市は12万人を超え、政令指定都市20市の平均の1.2倍です。住民一人当たりの貸し出しがトップの埼玉市の2.4倍、2位の静岡市の2.2倍の人口です。図書館が足りない状況で新たな施設をつくらないというなら、更に現にある施設を廃止せずに利用し続けることが理にかなっているのではないのでしょうか？

⇒ (回答)

本市では、各区の図書館や分館、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーノ)等を軸としながら、学校図書館の地域開放や自動車文庫による市内巡回、大学図書館との相互連携などによる図書館サービスの提供を推進しています。

現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、市民の多様なニーズへの対応を図るため、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、他施設等との連携による貸出・返却ポイントの設置等についての可能性の検討を行ってまいります。

市民館

・宮前区の会議室は市内の他区よりも大幅に少ない

市民館以外にも市民が会議室や催し物に使用できる市民利用施設があるが、それらを含めると宮前区の会議室定員は、川崎区の15%、中原区の27%、高津区の30%とであり、部屋数では、川崎区の18%、中原区の24%、高津区の23%と圧倒的に少ない現状です。

・市民活動の推進には、身近な所に市民館のような会議室が不可欠

使用率が60%位としてまだ余地があるから、これ以上の市民館増設は不要であるかのような市の方針であるが、なぜ、使用率がそのレベルにあるのか考え、さらに市民活動を積極的に広げるための対策を考えるのが市の責任ではないのでしょうか。市民館まで遠くて使えない、利用料が高くて使いづらい、等が大きな原因になっているのではないのでしょうか。

・市民の自発的な活動場所の確保が必要

市の説明では、出張型の学級・講座等の開催による身近な場所での学びの場づくりの検討など、様々な手法を総合的に用いて、きめ細やかなサービスの提供を推進するとしていますが、市民の自発的な学習活動、市民活動、文化活動、地域活動などの拠点として利用できる場所が確保されていることが大事ではないのでしょうか？

⇒ (回答)

本市では、現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、各区の市民館・分館等を拠点として、学校施設の有効活用などによる市民の皆様の生涯学習の場の確保とともに、市民の多様なニーズへの対応を図るため、図書館をはじめ学校や福祉施設など、地域の身近な施設と相互に連携した出張型の学級・講座等の実施や、ICTを活用しながら、場所や時

間に捉われないよう、オンラインによる学級・講座等の実施、主体的な学びの活動をより一層促進するため、デジタル化した学習に役立つ教材・資料等の提供など、様々な手法を総合的に用いて、学びの場づくりを推進してまいります。

区役所

・防災拠点としては現在地が最適地

区役所は災害時には災害対策本部となる所です。国の方針でも建物は安全な所に建て、救援にかけつけられるため道路網の確保が必要とされており、鷺沼には支所が必要ですが、本部機能を持つには不適切な場所ではないでしょうか？ 現宮前役所は、消防署や警察も隣接し、道路網の確保もでき、避難場所も確保でき、災害対策を考える上では最適な場所です。

今のように大規模災害が多発する時期に、再開発のための「公的不動産（区役所）の活用」という国の方針に惑わされることなく、住民のために区役所設置が必要です。

⇒（回答）

災害時における防災性については、現在の区役所周辺と鷺沼駅周辺の両地域の立地条件にはそれぞれにメリット・デメリットがあり、消防署や警察署と近接していることなどは、現在地に優位性があります。

一方、科学的知見による想定地震での震度分布、液状化危険度等に基づく大規模災害の被害想定については、両区域で差異はなく、必要な災害対策が可能な状況です。

再開発に併せて建物・設備を更新することにより耐震性や耐火性、運営面を考慮した機能性の向上を図るなど、既存建物以上の安全性と機能性を確保し、災害時における区役所の機能を確実に確保します。

震災・災害対策については、災害発生時には、区役所・消防署・警察署の各機関が、立地の遠近にかかわらず、地域防災計画や各機関の本部の方針に基づき、相互に連携を図りながら、組織ごとの指揮系統により、役割に応じた災害対策を実施するものであり、移転後も災害対応力が十分に発揮できるよう、今後も具体的な対応を図っていきます。

なお、消防・警察との連携については、宮前区役所を中心に、両機関と連携した災害対策本部設置訓練を実施しており、区総合防災訓練においても、両機関と連携して実施するなど、こうした取組を積み重ねることにより、実践的な地域防災力の向上に取り組めます。

・川崎市の行政窓口として支所の増設が必要

20政令都市を人口比あたり比較してみると区役所や出張所・支所の設置数が川崎市は大変少ないのがわかります。自治体の仕事の第1任務は「住民の福祉向上に努めること」です。出張所・支所を増やして、業務としても証明書発行に留まることなく、各種届け出業務、福祉等の相談窓口となることを望みます。高齢化が進む中、対面でのサービスを行う窓口は必要です。

⇒（回答）

これまで本市では、区役所サービスについては、転入・転出と福祉サービスなど、手続きの種類によって区役所と支所・出張所を使い分けることなく、1 か所で必要なすべての窓口サービスを提供できるようにするとともに、限られた財源・資源を最大限に活用していくため、出張所の届出窓口の区役所への集約など、様々な取組を推進してきました。

少子高齢化や核家族化などにより市民生活が多様化する中で、行政サービスも専門化、複雑化し、それぞれの窓口や相談体制が連携して取組を推進しています。将来的に人口減少への転換が予測される中で、これからの区役所には、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉や介護、生活支援に関する相談など、市民生活に必要な取組を一体的に推進する地域の総合行政機関としての役割が、一層重要になっていくことが想定されます。

また、市民のライフスタイルやニーズが多様化する中では、ご利用いただく窓口をわかりやすくしていくことも重要です。区役所については、今後も機能を切り分けることなく、将来にわたって市民ニーズに応じたきめ細やかな行政サービスを着実に提供していくため、新たに支所や出張所を設置することなく、行政手続のデジタル化の取組とも整合を図りながら、利便性の向上や分かりやすい窓口サービスの提供に向けた取組を推進していきます。

②(上記が叶わなかった場合の)区役所機能の一部存続、市民館・図書館機能の存続

上に同じ

・現宮前区役所は今年で築40年、60年以上の存続こそ市有財産の有効活用

市の資産マネジメントによれば市の公共施設は60年以上活用することとなっています。(公立小中学校は80年とお聞きしています。)今年で築40年たらずの現宮前区役所の建物はそれを待たずに取り壊すことになるのですか？もしそうであれば資産マネジメントや市の財産有効活用に違反するのではないのでしょうか？現区役所・市民館・図書館は、多少の改修・修理費を要しても60年以上もたせ、今のまま維持・活用することこそ有効活用ではないですか？

⇒（回答）

宮前区役所・市民館・図書館の機能は鷺沼駅周辺に移転するため、現区役所等施設・用地については、地域課題の解決や行政需要に対応した活用となるよう、区民の皆様の御意見を伺いながら、具体的な地域課題やニーズの把握を進め、導入する機能を検討してまいります。

現在の施設は、長寿命化や修繕を実施した上で使い続けることはできますが、バリアフリー面などの課題は残るため、継続利用については、導入する機能を踏まえ、メリット、デメリットなどを整理し、検討してまいります。

③周辺地域、宮前区にとっての「核」となる公共機能（防災拠点として活用できる広場、公園、運動施設などの）用途、使い方の継続

・現宮前区役所等は土地も施設も市が保有する貴重な財産です。

利益優先の民間企業に委ねることなく、市が保有し、市民の暮らしのための公共施設として活用すべきです。

・土地・施設は民間に売却しない約束を

説明資料では「資産マネジメント第3期実施方針(2022年3月策定)などに定める本市の施策等との整合を図り活用基本方針を策定する」としていますが、資産マネジメントはこれまで ①施設の長寿命化(60年以上)②資産保有の最適化③財産の有効活用 の3点が戦略方針でした。資産保有の最適化には、土地の売却、民間貸付、民間活力導入等が想定されています。

現宮前区役所等は土地も施設も市が保有する貴重な財産です。民間に委ねれば、企業利益優先の事業となり、徐々に公共性が形骸化してゆく危険性があります

公共機能の移転を決めた2019年2月の記者会見で福田市長は、現区役所などの跡地活用に対しては「民間に売却することはしない」と述べています。「民間活用の可能性も含めて」とされているが、民間に土地売却をしないと約束していただけますか？ 市が保有したまま事業の管理運営を民間委託することを考えているのですか？

⇒ (回答)

「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」では、現区役所等施設・用地について、『市が保有し続けることを基本とし、その活用方を検討する』としており、変更はありません。また、当該施設・用地の活用については、民間活力の導入等も含め幅広く検討していきます。

④現区役所等の用地の今後の在り方について、住民の要求を踏まえた検討を早期に開始するとともに、宮崎6丁目自治会も含めた近隣自治会への定期的な情報発信など、透明性のある検討ステップ・決定の実施

・鷺沼再開発事業が遅れている中、跡地利用の検討も遅らせるべきでは

再開発事業の見直しのため、具体的な内容が不明な段階で、跡地問題のヒアリングを開始するのは可笑しくありませんか？鷺沼再開発の見直し内容が明確になった段階で、見直し事業について全区民対象の説明会を開催し、その後に跡地問題の検討をすべきではないですか？

2019年3月に区役所等公共施設の鷺沼移転を策定した時も移転先の開発事業の内容は不明のまま(5ヵ月後の2019年8月の環境アセスで始めて判明)でした。今回も見直し内容が不明なまま、移転前提のヒアリングを開始するというのは、問題ではないでしょうか？

⇒ (回答)

本市では、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」に基づき、鷺沼駅周辺に、宮前区役所・市民館・図書館を移転・整備し、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図ることとしており、再開発事業については、同方針を踏まえ、引き続き推進することが示されています。

そのため、現時点では、令和5年度の「(仮称)宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けて取組を進めております。

・2021年度ヒアリングの対象は？

跡地活用方針は、市民意見を聞いて作成するとしていますが、現在の活動状況や現施設の利用状況の確認のために行うとされている2021年度のヒアリングの対象団体と実施時期を公表してください。

宮崎6丁目以外の自治会にもヒアリングを行うのですか？また自治会のみを対象としたヒアリングでは不十分で、現在市民館を利用している団体すべてを対象にすべきではないですか？

また、コロナ禍の中、緊急事態宣言等で集会等が制限されたり、ワクチン接種のために施設の大部分が使用できない時期もあつたりしました。利用状況のヒアリングはそのような事情を配慮されるのでしょうか？

⇒（回答）

宮前区全町内・自治会連合会や区社会福祉協議会をはじめ、区役所の日常業務等がかかわりのある団体等を対象として、50団体に説明・ヒアリングの依頼書を送付しました。そのうち、令和4年3月末までに、27団体と対面やオンラインにより説明・ヒアリングを実施しました。また、これらの団体には、市民館を利用している団体も含まれており、新型コロナウイルス感染症による活動への影響についてもヒアリングをさせていただいております。

・利用率という数字は？

利用率が60%程度にあるのは、身近の施設がないため、遠方の人は利用し難い状態にあることや、施設利用料金が他都市よりも高いとも利用し難くしている原因です。土日の利用ではなかなか予約がとれないこともあり、利用率だけでは利用が少ないという判断はするべきではないと思います。

利用率が低いのは、区民が利用しないのではなく、利用し難いために部屋によっては利用率が低くなっているのです。利用率を高めるためには施設数を増やし利用料を低額にし、魅力ある企画を組む等、積極的に利用率を高める努力こそ市がやるべきではありませんか？

⇒（回答）

本市では、現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、「今後の市民館・図書館のあり方」（令和3年3月策定）に基づき、市民館が、市民が気軽に集える居場所となるよう、館内スペースの有効活用を検討するとともに、諸室や設備等の機能を有効に活用しながら、市民館を知ってもらう体験講座の開催や地域団体等と連携したコミュニティカフェ事業等の取組、小中高校生、働く世代、子育て世代、シニア世代など、あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、市民の関心が高いテーマや気軽に受講しやすいテーマの講座等を開催するとともに、働く世代に向け、仕事に活かせる知識習得や自己啓発等のための講座開催等の取組などを推進してまいります。

また、市民館など市が設置している公の施設の使用料や行政サービスの手数料については、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料・手数料の設定基準」に基づき、コストの見える化を図るとともに、そのコストに対して、公費（市税）を充てる範

困と受益者（利用者）が負担する範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性が確保されるよう設定しております。

・22年度のヒアリング・アンケートの対象は？ 全区民の意見を聞くべし

説明資料には「施設・用地の活用に向けた地域課題や市民ニーズ等の確認」とありますが、市民フォーラムを開催するとは記載されていません。2018年度に実施した市民フォーラムのような広く市民の声を聞く機会が必要だと思いますが、開催予定はありますか？ 開催しない場合の理由は何ですか？

跡地活用問題では、区の中央に位置するコミュニティ拠点である公共施設を全て区の端の鷺沼に移転させることで多くの区民が不便になるという問題をどう解消するかが問われています。全区民対象のアンケート調査や市民フォーラムなどを開催し、区民の意見が広く反映されるようにすることを求めます。

⇒（回答）

現区役所等施設・用地の活用に向けた検討では、移転する区役所等の機能に関するのではなく、現在の施設・用地をどのように活用するか市民意見を伺っていきます。

令和4年度の説明・ヒアリングの対象は、基本的に令和3年度と同様であり、また、区民意識アンケートは、住民基本台帳に基づく無作為抽出による区内在住の2,000名を対象とし、区民の率直な意識を統計的に把握するために実施する予定です。それ以外にも、オープンハウス型説明会の実施等により、広く市民の皆様の御意見を伺いながら活用に向けた検討を進めてまいります。

・基本計画策定は市がやるべきこと、石塚計画デザイン事務所に委託の際は、区民の自由な意見聞き取りを第1優先にした運営、まとめを

跡地問題をどうするかは、区民の暮らしに多大な影響をもたらすものです。

市民意見のとりまとめを何故、市職員が実施しないのですか？ 748万円も委託費を支払い民間企業に委託するのは税金の2重払いではないですか？

これまで委託先の石塚計画デザイン事務所には、区役所移転や新しい市民館・図書館の基本方針・向丘出張所活用方針など数々を委託してきましたが、市民意見を聞く会議の議題設定は、主催者の都合のよい議題で、市民が自由に意見をいえない雰囲気ですすめられ、まとめや基本方針には市の都合のよい意見しか反映されてきませんでした。市民参加といっても名ばかりで意味がないと不評です。

跡地活用の検討については、意見を聞くことを中心に運営してください。

⇒（回答）

現区役所等施設・用地の活用に向けた検討においては、市民意見の分析等に専門的な知識や経験を要するほか、多くの作業を必要とするため、効率的に検討を進めるために当該委託を実施するも

のです。なお、委託の事務については、川崎市契約条例や川崎市契約規則などにに基づき適切に執行しております。

また、令和5年度の「(仮称) 宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けて、関係団体等への説明・ヒアリングや区民意識アンケート、オープンハウス型説明会の開催など、様々な意見聴取をしております。

・すでに想定されている活用案がありますか？

施設、用地の活用として現在想定されている案がありますか？

市民参加による検討を進めるといっても上の例のように形だけになるのですか？

市民に開かれた検討をしていただき、市民の意見に耳を傾けていただくようお願いします。

⇒ (回答)

現在は、様々な活用の可能性について検討を進めており、地域課題の解決や行政需要に対応した活用となるよう、令和4年1月から関係団体等への説明・ヒアリングを開始したところで、引き続き、区民意識アンケート等により、具体的な地域課題やニーズの把握を進めていきます。

また、検討状況については、ニュースレターやホームページ等で共有しながら、市民意見を聴取しております。

以上